



鳥取県公報

令和5年10月31日(火)
第9543号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (512) (孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (513) (〃) 2
	知事指定薬物の指定 (514) (医療・保険課) 2
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (515) (自然共生課) 3
	特別保護地区の区域の指定 (516) (〃) 6
	特定猟具使用禁止区域の指定 (517) (〃) 6
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (518) (治山砂防課) 8
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (519) (〃) 8
	土地改良区の役員の就退任 (520) (西部総合事務所農林局) 9
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (スポーツ課) 10

告 示

鳥取県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルのホームヘルパー	米子市両三柳206-1	訪問介護	平成26年4月1日
〃	〃	エルルの24時間ホームヘルパー	〃	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	〃

鳥取県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

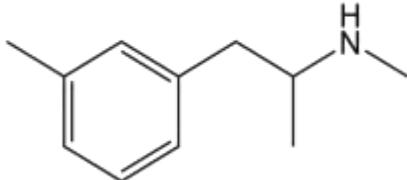
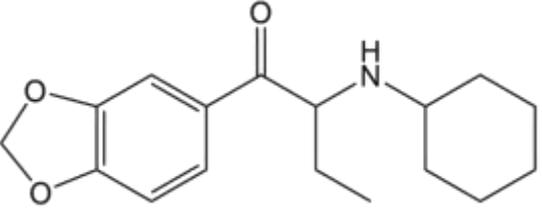
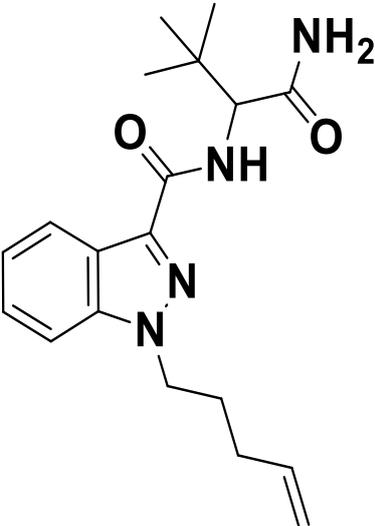
名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルの24時間ホームヘルパー	米子市両三柳206-1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和元年11月1日

鳥取県告示第514号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
5-知(1)-7	3-MMA、3-Methylmethamphetamine	N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 
5-知(1)-8	N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類 
5-知(1)-9	ADB-4en-PINACA	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 

鳥取県告示第515号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
鷲峰山 鳥獣保	鳥取市に所在する鳥取森林管理署鷲峰山国有林111林班、112林班、115林班及び116林班並びに	令和5年11月1日 から令和15年10月	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状

<p>護区</p>	<p>鳥取森林管理署猪呼谷国有林113林班及び114林班並びに千代川地域森林計画区鳥取市144林班、145林班及び146林班の区域</p>	<p>31日まで</p>	<p>況の把握に努める。 ニホンジカが増加しており、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が生じている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等による監視を行いつつ、ニホンジカの生息状況に応じて個体数管理等の対策を、推進していく。 なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
<p>若桜鳥獣保護区</p>	<p>八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1519-1、1520-1、1521から1527まで、1527-1、1528、1529-1及び1530の区域</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を検討していく。 ニホンジカの増加による下層植生の衰退がみられており、周辺地域を含めて第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等により生息状況を監視しながら、個体数管理等の対策を推進していく。</p>
<p>智頭鳥獣保護区</p>	<p>八頭郡智頭町大字智頭字宮山2284-1及び2285並びに字宮ノ前225から229まで及び230-2の区域</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を検討していく。 ニホンジカの増加による下層植生の衰退が見られており、周辺地域を含めて第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等により生息状況を監視しながら個体数管理等の対策を推進していく。</p>
<p>高鉢山鳥獣保護区</p>	<p>鳥取市に所在する鳥取森林管理署山王谷国有林の93林班及び94林班並びに千代川地域森林計画区鳥取市744林班のI準林班並びに745林班のD準林班及びE準林班の区域</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 ニホンジカが周辺地域で増加しており、食害による植物相の衰退と、その衰退に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が生じている。第二種特定鳥</p>

			<p>獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等による監視を行いつつ、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理等の対策を推進していく。</p>
<p>三徳山 鳥獣保 護区</p>	<p>天神川地域森林計画区三朝町31林班B小班と同林班E小班と県道鳥取鹿野倉吉線の交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班とその東側の天神川地域森林計画区三朝町31林班A小班との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班A小班と同林班B小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班の北端に至り、同所から同林班と天神川地域森林計画区三朝町31林班A小班との境界を南方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班と天神川地域森林計画三朝町30林班との境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林506林班と507林班の境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林506林班と鳥取森林管理署中津国有林508林班との境界に至り、同境界を南東に進み、三徳山三角点（標高900メートル）に至り、同所から鳥取森林管理署中津国有林508林班のい1小班と同林班のい2小班との境界を南東に進み、同林班のい1小班と同林班のへ小班との境界に至り、同境界を南東に進み、同林班のと小班と同林班のへ小班との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班のと小班と中国電力架電線敷イとの境界に至り、同境界を南方に進み、同林班とその南側の天神川地域森林計画区三朝町44林班との境界に至り、同境界を北西に進み、山道（通称神倉越山道）に至り、同山道を南西に進み、県道三朝中線に至り、同県道を北西に進み、橋（通称大谷に架かる下小鹿橋）に至り、同谷を北東に進み、山道（通称大石谷山道）に至り、同山道を北東に進み、天神川地域森林計画区三朝町31林班と41林班の境界に至り、同境界を南東に進み、鳥取森林管理署中津国有林508林班の境界に至り、同所から同境界と天神川地域森林計画区三朝町31林班との境界を東方に進み、同林班と鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班との境界に至り、同境界を北方に進み、天神川地域森林計画区三朝町31林班B小班と同林班D小班との境界に至り、同境界を北方に進み、同林班B小班と同林班E小班との境界に至り、同境界を北方に進み起</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>この地域特有のアカガシ等の常緑広葉樹と、ブナ等の冷温帯落葉広葉樹が、低標高地から混生する森林環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。</p> <p>当該区域は、豊かな自然を有し、森林鳥獣生息地として重要な場所であるが、イノシシによる農業被害が確認されている。また、ニホンジカも当該区域で分布を拡大しており、周辺区域からの侵入も確認されている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画に基づくモニタリング調査等による監視を行うとともに、個体数管理等の実施を強化する。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然探索、環境教育・学習の場等の自然とのふれあいの場として活用する。</p>	<p>〃</p>

	点に至る線に囲まれた一円の区域。		
鶉の池 鳥獣保 護区	日野郡日野町下黒坂地内の町道矢倉峠線と町道日野金城線との交点を起点とし、同所から町道日野金城線を南南東及び東方に進み、同町道と町道鶉ノ池線の取付け道路に至り、同道路を南東に進み、町道鶉ノ池線に至り、同町道を南東に約100メートル進み、同所から西側のりょう線を西方に進み、林道長塚1号線に至り、同所から西側のりょう線を西南西に進み、林道長塚3号線と林道下黒坂線を結ぶ山道に至り、同所から西側のりょう線を西に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を北方に約200メートル進み町道鶉ノ池線の交点から同町道を西北に進み、県道日野溝口線に至り町道矢倉峠線を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	”	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を検討していく。 また、野生鳥獣による被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

鳥取県告示第516号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特別保護地区の名称

三徳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭1010、1011-1及び1011-2の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）（面積50ヘクタール）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

三徳山鳥獣保護区は東伯郡三朝町の東部に位置している。当該鳥獣保護区は、標高900メートルの三徳山を中心に、北側の三徳川と南側の小鹿川に挟まれた地域で、急崖な地形に恵まれた谷深い複雑な地形を有し、加えて北方植物と南方植物の分布の境界線を含み、多様な森林環境が維持されている区域である。

中でも、特別保護地区として指定しようとする区域は三徳山三佛寺の修行の場として手つかずの天然林が維持されており、標高270～600メートルの間に暖帯の常緑広葉樹と冷温帯の落葉広葉樹及び常緑針葉樹が混生し、特有の多様な森林環境を形成している。また、希少植物も多くみられ、多様な鳥獣が確認されている。

このため、当該区域は三徳山鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

鳥取県告示第517号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
大平山特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界との交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、市道大平山線に至り、同市道を北方に進み、県道上井北条線に至り、同県道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西側境界線を北方に進み、長谷農道に至り、同農道を北西に進み、市道福庭東福庭線に至り、同市道を南東及び南方に進み、同市道の終点に至り、同所から山林と耕地及び人家との境界を東方及び北方に進み、農道伏山線に至り、同農道を北北西に進み、市道福庭中央線に至り、同市道を西方へ進み、市道福庭1号線に至り、同市道を北東及び北西に進み、市道福庭2号線に至り、同市道を西方及び北方に進み、市道福庭6号線に至り、同市道を北方へ進み、倉吉市福庭と同市清谷の境界に至り、同境界を北東に進み、農道に至り、同農道を東方へ進み、倉吉市福庭と同市清谷の境界に至り、同境界を南方へ進み、日下農道（通称 大平農道）に至り、同農道を南西、東方及び南方に進み、倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
国府新堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取県立倉吉農業高等学校グラウンドの西側の倉吉市国府地内にある新堤の湖面	〃
報国特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断1号線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約350メートル進み、銃猟禁止区域の標柱に至り、同標柱から南東に約100メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界との交点に至り、同交点から南方に約100メートル進み、大管別荘分譲地内の道路の北西端に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に約130メートル進み、畑と山林との境界の山道との交点に至り、同山道を西方に進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
農大特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市関金町大鳥居地内の市道仙隠線と県道東伯関金線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、市道朝干1号線に至り、同市道を北方に進み、市道朝干2号線に至り、同市道を北方に進み、倉吉市志津と同市関金町大鳥居との境界線に至り、同境界線を北東に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
金谷特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市関金町安歩と同市耳との境界線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南方に進み、国道313号に至り、同国道を南西に進み、市道本町大鳥居線に至り、同市道を北方に進み、矢送川左岸に至り、同岸	〃

	を南西に進み、日吉神社敷地の南西側境界線に至り、同境界線を北北西に進み、市道宮ノタワ線に至り、同市道を西方に進み、市道金谷向田線に至り、同市道を西方に進み、市道井手1号線に至り、同市道を北西に進み、関金ふるさと農道に至り、同農道を北方に進み、小鴨川左岸に至り、同岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
西ノ井津池特定猟具（銃器）使用禁止区域	町道高江大谷線と1-52号農道の交点を起点とし、同農道を南方に進み、町道比山大谷南線の交点に至り、同町道を西方に進み、1-30号農道の交点に至り、同農道を北方に進み、町道高江大谷線の交点に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃

鳥取県告示第518号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1） 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
 - （2） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - （3） 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
赤松川（I-1-1-1-70）、クモ谷川（I-1-1-10-13）、桶ヶ谷川（I-1-1-10-41）
 - （4） 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
 - 2（1） 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
 - （2） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - （3） 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
倭文地区（I-45）、小畑地区（I-321）、東町B地区（II-2260）
 - （4） 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1） 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
赤松川（Ⅰ－1－1－1－70）、クモ谷川（Ⅰ－1－1－10－13）、桶ヶ谷川（Ⅰ－1－1－10－41）
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
倭文地区（Ⅰ－45）、小畑地区（Ⅰ－321）、東町B地区（Ⅱ－2260）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年10月31日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理事	松田 治 生	米子市淀江町淀江952－1
理事	亀山 康 夫	米子市淀江町淀江907
理事	花岡 均	米子市淀江町淀江730
理事	唐来 英 之	米子市淀江町淀江842
理事	吹野 順	米子市尾高781－139
理事	尾澤 邦 明	米子市淀江町淀江632
理事	安藤 浩	米子市淀江町淀江255
理事	谷田 稔	米子市淀江町西原518
理事	石田 雅 夫	米子市淀江町西原1164－13
理事	池口 稔	米子市淀江町西原729
理事	瀬川 雅 章	米子市淀江町福岡295－2
理事	渡邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
理事	原口 道 弘	米子市淀江町稲吉141－1
理事	長谷川 一 行	米子市淀江町稲吉317
理事	谷野 吉 彦	米子市淀江町高井谷194
理事	森田 薫	米子市淀江町中西尾97
理事	森田 博 文	米子市淀江町中西尾245
理事	田中 悦 夫	米子市淀江町平岡18

理事 岩 垣 壽 晃 米子市淀江町平岡78-6
 理事 柿 原 力 男 米子市淀江町富繁9
 理事 山 中 文 男 米子市淀江町今津343
 理事 本 田 喜 治 米子市淀江町本宮274
 監事 関 淳 一 米子市淀江町西原590
 監事 田 中 正 範 米子市淀江町福頼298
 監事 赤 木 勇 夫 米子市淀江町平岡28

令和5年10月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松 田 治 生 米子市淀江町淀江952-1
 理事 亀 山 康 夫 米子市淀江町淀江907
 理事 花 岡 均 米子市淀江町淀江730
 理事 唐 来 英 之 米子市淀江町淀江842
 理事 吹 野 順 米子市尾高781-139
 理事 尾 澤 邦 明 米子市淀江町淀江632
 理事 吹 田 学 米子市淀江町淀江175-2
 理事 谷 田 稔 米子市淀江町西原518
 理事 村 田 整 米子市淀江町西原650
 理事 湯 浅 吟 次 米子市淀江町西原691-1
 理事 瀬 川 雅 章 米子市淀江町福岡295-2
 理事 渡 邊 升 文 米子市淀江町福岡1026
 理事 塚 田 朝 光 米子市淀江町稲吉126
 理事 清 水 志 郎 米子市淀江町稲吉108
 理事 森 田 豊 充 米子市淀江町高井谷29
 理事 森 田 薫 米子市淀江町中西尾97
 理事 森 田 博 文 米子市淀江町中西尾245
 理事 福 島 武 徳 米子市淀江町平岡15
 理事 泉 浩 文 米子市淀江町西尾原151
 理事 下 垣 好 文 米子市淀江町富繁8
 理事 山 中 文 男 米子市淀江町今津343
 理事 本 田 秀 和 米子市淀江町本宮273
 監事 湯 浅 隆 司 米子市淀江町淀江858
 監事 田 中 正 範 米子市淀江町福頼298
 監事 山 内 健 雄 米子市淀江町小波991

令和5年10月20日就任 任期4年

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
--------------------	-------------------------------	-------

鳥取県立鳥取産業体育館及び 鳥取県営鳥取屋内プール	公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男 鳥取市東町一丁目220	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
鳥取県立倉吉体育文化会館	〃	〃
鳥取県立武道館	〃	〃
鳥取県営ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至 倉吉市横田440-7	〃
鳥取県立障害者体育センター	株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫 米子市米原八丁目11-49	〃